

議案第127号

伊賀市監査委員条例等の一部改正について

伊賀市監査委員条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年11月28日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市監査委員条例等の一部を改正する条例

(伊賀市監査委員条例の一部改正)

第1条 伊賀市監査委員条例(平成16年伊賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第272号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例(平成16年伊賀市条例第279号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(伊賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年伊賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条の

4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。